(証券コード　2315)
2021年７月15日

株　主　各　位

東京都港区南青山五丁目11番９号
株式会社　ＣＡＩＣＡ
代表取締役社長　　鈴　木　　伸

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、以下のいずれかの方法によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年７月29日（木曜日）午後５時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
　本株主総会につきましては、例年定時株主総会を開催しております会場の閉館に伴い、近隣の会場に変更しておりますこと及び近時の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、集中する時間を避けて、午後２時からの開催とさせていただきますので、お間違えないようお願い申し上げます。
　また、適切な感染防止対策をとった上で、開催させていただくことといたしますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点ならびに安全を第一優先としていただき、可能な限り、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネット等による議決権行使の場合］
　２頁及び３頁に記載の「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年７月30日（金曜日）午後２時（受付開始　午後１時30分）

2. 場　　所　東京都港区北青山三丁目６番８号
ザ ストリングス 表参道　１階　グランドセントラル

3. 株主総会の目的である事項

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　株式交付計画承認の件
第３号議案　新設分割計画承認の件

以　上

(お 願 い)　当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(お知らせ)　株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.caica.jp）に掲載いたします。

(重複して行使された議決権の取扱いについて)
（１）書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
（２）インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

■株主総会にご出席いただける場合

株主総会へ出席

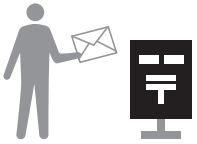


株主総会開催日時　2021年７月30日（金曜日）午後２時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

■株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

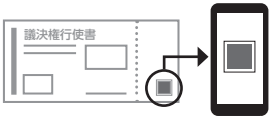


議決権行使期限

2021年７月29日（木曜日）
午後５時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使



議決権行使期限

2021年７月29日（木曜日）
午後５時45分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

議決権行使期限

2021年７月29日（木曜日）
午後５時45分まで

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

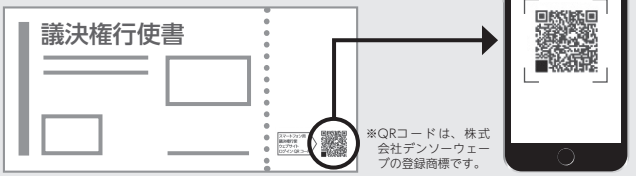
株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使について 0120-652-031 (9:00～21:00)　その他のご照会 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

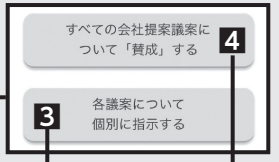


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は２つあります。



3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



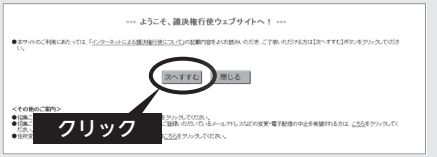
確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了！

> **!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

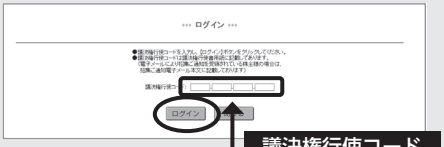
インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



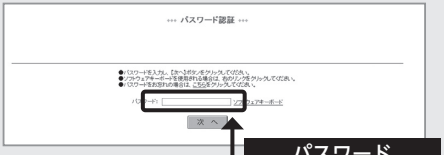
2 ログインする





同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する





同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、2030年に向けた将来ビジョンとして「デジタル金融の世界を切り拓く」をスローガンに掲げ、売上高500億円の達成を目標にしております。

2021年３月に暗号資産関連ビジネスを手掛ける株式会社Zaif Holdings（以下「Zaif HD」といいます。）を実質支配力基準による子会社とし、当社子会社の株式会社ＣＡＩＣＡテクノロジーズが持つシステム構築能力やeワラント証券株式会社がもつ金融機能との相乗効果により、Zaif HDのポテンシャルを最大限生かすことが可能となり、当社のIT金融企業としての基盤の整備が整いました。

2021年４月13日付「ＣＡＩＣＡ中期経営計画（改定版）（2021年10月期～2023年10月期）」で開示しましたとおり、2022年10月期にはITサービスと金融サービスの売上高がほぼ同比率となり、2023年には金融サービスの売上高比率がITサービスを上回る事業構成となります。

あらゆる事がデジタル化される未来、当社グループが事業を展開するIT金融の領域においても、中央集権型から分散型（DeFi）へ業界構造そのものが大きく変革していきます。そうしたなかで当社はその変革者となることを目指してまいります。

このようなビジョンをふまえ、当社および当社グループにおける金融サービスに属する子会社の商号をＣＡＩＣＡ（カイカ）ブランドに統一し、更なる認知度の向上を図ることを目的として、2021年11月１日をもって、定款第１条（商号）に所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変 更 案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ＣＡＩＣＡと称し、英文ではＣＡＩＣＡ Ｉｎｃ．と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社ＣＡＩＣＡ ＤＩＧＩＴＡＬと称し、英文ではＣＡＩＣＡ ＤＩＧＩＴＡＬ Ｉｎｃ．と表示する。
第２条から第48条　（条文省略）	第２条から第48条　（現行通り）
（新設）	（附則） １　第１条の変更は2021年11月１日から効力が生じるものとする。 ２　本附則は、本附則第１項の効力発生日をもって、これを削除するものとする。

第２号議案　株式交付計画承認の件

会社法第816条の３に基づき、当社を株式交付親会社、実質支配力基準による当社の連結子会社である株式会社Zaif Holdings（以下「Zaif HD」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施するために下記記載の株式交付計画（本議案において、以下「本株式交付計画」又は「本計画」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

１．本株式交付を行う理由

当社グループは現在、IT金融企業としての更なる深化に向けて事業を加速させており、金融商品を企画・開発・組成・販売するｅワラントグループ、暗号資産交換所Zaif Exchangeを擁するZaifグループ、そして50年以上の実績を誇るシステム開発企業である株式会社ＣＡＩＣＡテクノロジーズ（以下「ＣＡＩＣＡテクノロジーズ」といいます。）の３本柱の体制を構築いたしました。新しい金融資産である暗号資産や普及拡大が間近に迫ったブロックチェーン、コロナ禍によりさらに加速するデジタル化に注力し、金融と社会が大きく変貌するパラダイムシフトに合致した企業グループとなることを目指しております。

2021年４月13日付で開示しました「ＣＡＩＣＡ中期経営計画（改訂版）」のとおり、2021年10月期は売上高：6,940百万円、営業利益：127百万円、2022年10月期は売上高：10,092百万円、営業利益：1,152百万円、2023年10月期は売上高：11,758百万円、営業利益：1,810百万円を目標としております。ITサービスにおいては、大手SIer※１等の既存顧客からの受注の拡大に加え、自社ブランドであるSI※２事業者向け業務効率化プラットフォームの開発を進めるとともに、暗号資産交換所オールインワンパッケージ「crypto base C（クリプトベース・シー）」、ブロックチェーンコミュニケーションサービス「Gu-Gu（グーグー）」、セキュリティ・コンサルティング・サービスの販売・提供を強化し、自社ブランド商品の比率を高めてまいります。また、ＣＡＩＣＡテクノロジーズにおいて、ブロックチェーンを使ったNFTのプラットフォームを開発し、３月末に販売を開始いたしました。ＣＡＩＣＡテクノロジーズはますます拡大するNFT市場にいち早く参入し、プラットフォーマーとしてのポジションを確立してまいります。金融サービス事業においては、金融機関としての内部管理態勢の整備強化を最優先課題として進めてまいります。暗号資産に特化した金融商品の企画・開発・組成・販売に加え、今後の暗号資産の活用領域の拡大のためにDeFi※３をはじめとした研究に注力してまいります。株式会社Zaif（以下「Zaif」といいます。）においては、新たな資金調達手段と期待されるICO※４などによる市場の発展に向けた幅広い分野での暗号資産ビジネスを目指します。収益成長商品として、「簡単売買」を対象としたキャンペーンの継続展開や、「簡単売買グレード」制度の導入・強化を行うとともに、新規暗号資産取扱をスタートさせることで取引の増加を図り業績を拡大いたします。また、新規商品としては、暗号資産CFD等の暗号資産デリバティブの提供を開始する予定であります。

当社は2021年３月15日付「株式の取得（連結子会社化）完了に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、Zaif HDの株式を取得するとともに、当社よりZaif HDに対して代表取締役２名を取締役として派遣したことに伴い実質支配力基準によりZaif HDを当社の連結子会社といたしました。現在の当社によるZaif HDの株式シェアは40.72%となります。前回の株式取得においては子会社化を優先し、実質支配力基準による子会社化に必要な議決権比率として40%超の取得としておりましたが、その後Zaif HD株式の過半数以上の取得を目指してまいりました。これは、連結業績への寄与のみならず、一層の意思決定の迅速化を狙うものであります。

また、2021年４月20日付「第三者割当による行使価額修正条項付株式会社ＣＡＩＣＡ第２回新株予約権（停止要請条項付）の発行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、約39億円の資金調達を行う予定であります。当該資金調達の使途は、Zaifの次世代システム開発費、Zaifの内部管理態勢強化、当社グループ全体のリブランディング、株式会社Zaif Capitalにおける暗号資産運用資金、及びeワラント証券株式会社の増資引受に充当する予定であります。ＣＡＩＣＡグループ全体の総合力を結集させていくことが今後の企業価値の最大化にとって最善であり、グループ経営の効率化を更に進めていく必要があるとの結論に至り、その手法として株式交付によるZaif HD株式の追加取得の手法を取ることにしました。具体的には、Zaif HDの株主の皆様に当社の株式を交付することにより、引き続き当社の株主として当社グループの企業価値の向上の成果を享受いただくことが、Zaif HD及び当社の企業価値の向上にとって最適であり、最も株主の利益に資する手法であると判断いたしました。

※１ System Integratorの略語です。
※２ System Integrationの略語であり、コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどを組み合わせて利便性の高いシステムを作ることです。
※３ Decentralized Financeの略語であり、ブロックチェーン等を活用した中央集権的な管理を要しない金融システムの総称です。
※４ Initial Coin offeringの略語であり、暗号資産の新規発行による資金調達方法の一つです。

2．株式交付計画の内容の概要
　株式交付計画の内容の概要は、以下のとおりです。

株式交付計画書（写）

2021年６月18日

東京都港区南青山五丁目11番９号
株式会社ＣＡＩＣＡ
代表取締役　　鈴木　伸　　㊞

　当社は、会社法施行規則第３条第３項第２号に定める子会社である株式会社Zaif Holdings（以下「Zaif HD」という。）について、当社の株式の保有割合を50％超（現保有割合40.72％）とするために行う株式交付に関し、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式交付）
第１条　当社は、本計画の定めるところに従い、Zaif HDを会社法施行規則第３条第３項第１号に定める子会社とするためにZaif HDの株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当社の株式を交付する株式交付（以下「本株式交付」という。）を行う。

（株式交付子会社の商号及び住所）
第２条　株式交付子会社の商号及び住所は、次のとおりとする。
　商号：株式会社Zaif Holdings
　住所：大阪府堺市南区竹城台三丁21番１号

（株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）
第３条　当社が本株式交付に際して譲り受けるZaif HDの株式の数の下限は、4,225株とする。

（株式交付に際して交付する株式の数及びその割当て）
第４条　当社は、本株式交付に際して、Zaif HDの株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、当社に譲り渡すZaif HDの株式の合計数に2,558.14を乗じて得た数の当社の株式を交付する。
２　当社は、前項に関し、譲渡人が当社に譲り渡すZaif HDの株式の数に応じて、当該株式１株につき、当社の株式2,558.14株を交付する。

（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）
第５条　本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の２の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする。

（株式交付に際して交付する金銭等）
第６条　当社は、本株式交付に際して、Zaif HDの株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、当社の株式以外の金銭等の交付を行わない。

（株式交付に際して譲り受ける新株予約権等）
第７条　当社は、本株式交付に際して、Zaif HDの株式と併せてZaif HDの新株予約権等の譲受けを行わない。

（譲渡しの申込みの期日）
第８条　Zaif HDの株式の譲渡しの申込みの期日は、2021年８月13日とする。

（効力発生日）
第９条　本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年８月31日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

（株式交付条件の変更及び株式交付の中止）
第10条　本計画の作成の日から効力発生日に至るまでの間に、当社若しくはZaif HDの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本株式交付の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社の取締役会の決議により、本株式交付に関する条件を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

以　上

3．会社法施行規則第213条の２第１号から第５号に掲げる事項の内容の概要

1　株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定めが、会社法第774条の３第２項に定める要件を満たすと当社が判断した理由（会社法施行規則第213条の２第１号）

本計画の作成日時点において、Zaif HDの議決権の総数は37,386個であり、当社が自己（その子会社及び子法人等を含みます。以下本項において同じです。）の計算において所有しているZaif HDの議決権の数は15,225個です。したがって、Zaif HDの議決権の総数に対し、当社が自己の計算において所有している議決権の数の割合（以下「議決権所有割合」といいます。）は、本計画の作成日時点において、約40.72％です。

本計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受けるZaif HDの株式の数の下限を4,225株と定めていますが、仮に当社が本株式交付に際してZaif HDの株式16,341株を譲り受けた場合、本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）において、当社の議決権所有割合は84.4％となります。

以上より、当社が譲り受けるZaif HDの株式の数の下限についての本計画の定めは、Zaif HDが効力発生日において当社の子会社（会社法施行規則第３条第３項第１号に定める子会社をいいます。）となる数を内容としているものと判断いたしました。

2　会社法第774条の３第１項第３号から第６号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の２第２号）

(1) 株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性

当社は、本株式交付に際して、Zaif HDの株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、当社に譲り渡すZaif HDの株式の合計数に2,558.14を乗じて得た数の当社の株式を交付します。そして、当社は、これに関し、譲渡人が当社に譲り渡すZaif HDの株式の数に応じて、当該株式１株につき、当社の株式2,558.14株を交付します。

当社は、本株式交付の交付対価の総数及びその割当てに関する事項（株式交付比率）の算定に当たり、その公正性・妥当性を確保するため、独立した財務アドバイザーである東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」といいます。）に対して株式交付比率に関する財務分析を依頼しました。この結果、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、TFAによるZaif HDの株式価値の算定結果を参考に、Zaif HDの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。当社は、その算定結果を参考に、Zaif HDと協議・交渉のうえ、本株式交付の株式交付比率を上記のとおり決定いたしました。

(2) 株式交付親会社の資本金及び準備金の額の相当性

本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の２の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。

これは、本株式交付後の当社において機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、資本金及び準備金の額を法令の範囲内で当社が決定するとしたものであり、相当であると判断しております。

(3) 株式交付に際して交付する金銭等の相当性
該当事項はありません。

3　株式交付に際して交付する新株予約権等の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の２第３号）
該当事項はありません。

4　株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第213条の２第４号）
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
Zaif HDの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙１（計算書類）、別紙２（事業報告）及び別紙３（監査報告）に記載のとおりです。
(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5　株式交付親会社についての事項（会社法施行規則第213条の２第５号）
当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象となりますが、当社は、2021年４月20日開催の取締役会において決議し、2021年５月７日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付株式会社ＣＡＩＣＡ第２回新株予約権（停止要請条項付）に基づき、2021年５月31日現在において44,810個の行使があり、新たに普通株式4,481,000株を発行しております。行使価格の総額は961,903,800円となりました。

【別紙１】

決算報告書

第　４　期

自　2020年１月１日
至　2020年12月31日

株式会社Zaif Holdings

貸　借　対　照　表

2020年12月31日現在

株式会社Zaif Holdings　　(単位：千円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】	26,015	【流動負債】	487,057
普通預金	11,211	一年内償還社債	450,000
売掛金	1,100	未払金	209
関係会社未収入金	6,600	関係会社未払金	2
連結納税未収金	3,691	連結納税未払金	15,532
関係会社立替金	70	未払利息	17,847
未収還付法人税等	3,344	関係会社未払利息	719
【固定資産】	4,498,612	源泉預り金	1,373
【有形固定資産】	200	未払法人税等	475
工具器具備品	200	未払消費税等	900
【投資その他資産】	4,498,412	【固定負債】	1,210,000
関係会社株式	4,496,912	社債	1,100,000
出資金	1,500	関係会社長期借入金	110,000
		負債合計	1,697,057
		純資産の部	
		【株主資本】	2,827,570
		【資本金】	50,000
		【資本剰余金】	2,723,239
		【その他資本剰余金】	2,723,239
		【利益剰余金】	54,331
		【その他利益剰余金】	54,331
		繰越利益剰余金	54,331
		純資産合計	2,827,570
資産合計	4,524,627	負債・純資産合計	4,524,627

損　益　計　算　書

自　2020年 1 月 1 日
至　2020年12月31日

株式会社Zaif Holdings　　(単位：千円)

勘定科目	金額	
【売上高】		18,000
売上総利益		18,000
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	9,250	
給与手当	5,156	
通勤費	121	
法定福利費	1,107	
福利厚生費	16	
旅費交通費	502	
通信費	275	
会議費	42	
諸会費	60	
消耗品費	29	
租税公課	639	
業務手数料	3,227	
支払手数料	257	
減価償却費	200	
雑費	16	20,900
営業損失		2,900
【営業外収益】		
受取利息	0	
関係会社受取利息	18,246	
雑収入	474	18,720
【営業外費用】		
支払利息	14,625	
関係会社支払利息	719	
有価証券売却損	500	15,844
経常損失		23
税引前当期純損失		23
法人税等		893
当期純損失		916

株主資本等変動計算書

自　2020年１月１日
至　2020年12月31日

株式会社Zaif Holdings　　(単位：千円)

勘定科目		金額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	50,000
【資本剰余金】		
【その他資本剰余金】		
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	2,723,239
【利益剰余金】		
【その他利益剰余金】		
繰越利益剰余金	当期首残高	55,247
	当期変動額　当期純損失	△ 916
	当期末残高	54,331
利益剰余金合計	当期首残高	55,247
	当期変動額	△ 916
	当期末残高	54,331
株主資本合計	当期首残高	2,828,486
	当期変動額	△ 916
	当期末残高	2,827,570
純資産合計	当期首残高	2,828,486
	当期変動額	△ 916
	当期末残高	2,827,570

個　別　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
1．資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
・子会社株式
移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……定率法
なお、耐用年数は、以下の通りです。
工具、器具及び備品　3年
3．消費税等の会計処理
税抜き方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（追加情報）

（貸借対照表に関する注記）
1．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,700千円
短期金銭債務	34,098千円
長期金銭債務	110,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額
398千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	18,000千円

営業以外の取引高

営業外収益	18,246千円
営業外費用	15,344千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．事業年度末日における発行済株式総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	33,686株	－株	－株	33,686株

2．当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　650株

3．資本金及び資本準備金の減少及びその他資本剰余金の増加について

該当ありません

4．事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第１回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	400株	150株	100株
権利新株予約権の残高	400個	150個	100個

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）は、与信管理規程に沿ってリスク

の低減を図っております。

2．金融商品の時価に関する情報

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) を参照して下さい)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	11,211	11,211	―
資産計	11,211	11,211	―
１年以内償還予定の社債	450,000	450,000	―
連結納税未払金	15,532	15,532	―
未払利息	17,847	17,847	―
社債	1,100,000	1,100,000	―
関係会社長期借入金	110,000	110,000	―
負債計	1,693,374	1,693,374	―

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されたため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) １年以内償還予定の社債、(2) 連結納税未払金、及び (3) 未払利息

これらは１年以内に決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 関係会社長期借入金

利率は市場金利を参照して決定しております。時価に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

関係会社株式（貸借対照表計上額4,496,912千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の貸借対照表日後の償還予定

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,211	―	―	―

(関連当事者との取引に関する注記)

1．親会社

該当事項はありません。

2．子会社及び主要株主

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注3)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	株式会社ＣＡＩＣＡ	被所有 直接 23.2% 関接 1.4%	兼任	暗号資産関連	社債の発行	1,100,000	社債	1,100,000
			兼任	暗号資産関連	利息の支払い(注1)	14,625	未払利息	14,625
子会社	株式会社Zaif Capital	所有 直接 100%	兼任	暗号資産関連	資金の回収	215,000	―	―
					利息の受取(注1)	2,378	―	―
					資金の借入(注1)	210,000	関係会社長期借入金	110,000
					借入金の返済	100,000		
					利息の支払い(注1)	718	関係会社未払利息	718
					経営指導料の受取(注2)	6,000	関係会社未収入金	6,600
子会社	株式会社Zaif	所有 直接 100%	兼任	暗号資産関連	資金の貸付(注1)	427,000	―	―
					資金の回収	9,078		
					増資の引受(注3)	1,427,000	―	―
					利息の受取(注1)	15,867	―	―
					経営指導料の受取(注2)	12,000	関係会社売掛金	1,100

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 資金の貸付、社債の発行については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、期間及び返済方法については、両社協議のうえ、条件を決定しております。

(注2) 経営指導料については、当社と子会社の間で業務内容などを協議し、合意の上決定しております。

(注3) 増資については、デットエクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。

(注4) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

3．役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

（1）１株当たり純資産額　　83,939円03銭

（2）１株当たり当期純利益　　△27円18銭

（重要な後発事象に関する注記）

１．新株式の発行

2021年２月25日開催の取締役会において、当社の大株主である株式会社ＣＡＩＣＡに対する第三者割当および現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の発行を行うことを決議しました。

なお、2021年３月15日、割当先から新株式の発行にかかる発行価額の払い込みが完了しております。

①	発行する株式の種類及び数	当社普通株式　3,700株
②	発行価額	１株につき500,000円
③	発行価額の総額	1,850,000,000円 上記のうち300,000,000円は金銭による払込とし、1,550,000,000円は、現物出資（デッド・エクイティ・スワップ）の払込の方法をとるものとする
④	資本組入額	1株につき250,000円
⑤	資本組入の総額	925,000,000円
⑥	募集又は割当方法	第三者割当の方法による
⑦	申込期日	2021年３月15日
⑧	払込期日	2021年３月15日
⑨	割当先及び割当株式数	株式会社ＣＡＩＣＡ
⑩	現物財産の内容及び価額	① 社債権者株式会社ＣＡＩＣＡが有する当社の第１回無担保普通社債（2019年８月１日発行、発行総額金150,000,000円）の元本金150,000,000円分 ② 社債権者株式会社ＣＡＩＣＡが有する当社の第２回無担保普通社債（2019年９月２日発行、発行総額金300,000,000円）の元本金300,000,000円分 ③ 社債権者株式会社ＣＡＩＣＡが有する第３回無担保普通社債（2019年９月16日発行、発行総額金500,000,000円）の元本金500,000,000円分 ④ 社債権者株式会社ＣＡＩＣＡが有する第４回無担保普通社債（2020年９月30日発行、発行総額金400,000,000円）の元本金400,000,000円分 ⑤ 社債権者株式会社ＣＡＩＣＡが有する第５回無担保普通社債（2020年10月30日発行、発行総額金200,000,000円）の元本金200,000,000円分
⑪	資金の使途	株式会社ＣＡＩＣＡが有する社債の償還資金（DES）

【別紙２】

事　業　報　告

自：2020年１月１日
至：2020年12月31日

１．現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、2020年の年初から続く新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や個人消費の低迷を受けた経済活動の停滞により、深刻な打撃を受けました。緊急事態宣言解除後は、徐々に経済活動が再開されたものの、年末にかけて再び感染拡大が始まり、年明けには２度目の緊急事態宣言が発出されるなど、経済の見通しは依然として、予断を許さない状況にあります。新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない状況が続く中、足元ではワクチン普及加速への期待とともに、同感染症の拡大防止対策を講じつつ、徐々に経済活動の正常化への動きが進むものと想定されます。

当社の子会社である株式会社Zaif（以下「Zaif」といいます。2020年11月１日付で、株式会社フィスコ仮想通貨取引所より商号変更。）は、2019年６月21日に、金融庁より資金決済法に基づく、業務改善命令を受けておりましたが、2020年８月31日に継続的な報告義務が解除されました。2020年10月からのビットコインを中心とした暗号資産取引価格の急騰を受け、運営する暗号資産交換所「Zaif Exchange」での取引量の増加に加え、交換所運営の効率化による経常費用削減、手数料収入の大幅な増収などから、業績が大きく改善しました。2021年２月には１ビットコイン500万円を超えるなど、引き続き暗号資産取引相場が活況な状況にもあり、引き続き当社グループでは、暗号資産交換所における様々なサービス提供、暗号資産のトレーディング事業および更なる組織的、システム的な安全性を確保し、圧倒的に使いやすい暗号資産サービスの提供に努めてまいります。

以上の結果、売上高は18,000千円、(前期は12,000千円の売上高)、販売費及び一般管理費は20,899千円(前期は57,475千円の販管費及び一般管理費）となり、営業損失2,899千円（前期は45,475千円の営業損失）となりました。

また、当社が保有する関係会社株式を売却したことに伴い、有価証券売却損として500千円を営業外費用に計上したことなどにより経常損失23千円（前期は30,407千円経常損失）となりました。当期純損失916千円（前期は55,246千円の当期純利益）となりました。

（2）設備投資等の状況

特に重要なものはありません。

（3）資金調達の状況

2020年９月に、第３回無担保社債500,000千円および第４回無担保社債400,000千円、2020年10月に第５回無担保社債200,000千円の合計1,100,000千円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

当社の子会社であるZaifは、2019年６月21日に、金融庁より資金決済法に基づく、業務改善命令を受けておりましたが、2020年８月31日に継続的な報告義務が解除されました。引き続き、暗号資産プラットフォームの構築、暗号資産交換所システムの機能拡充を図り、高度なセキュリティ機能を実装した暗号資産交換所システムの構築に注力してまいります。

また、当社の子会社である株式会社Zaif Capital（以下「Zaif Capital」といいます。2020年11月１日付で、株式会社サンダーキャピタルより商号変更。）における、暗号資産の運用につきましては、アービトラージシステムを利用した暗号資産のトレーディングを積極的に運用するなど、暗号資産市場の動向をふまえ資金効率を意識した運用を行ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第２期 自　2018年１月 至　2018年12月	第３期 自　2019年１月 至　2019年12月	第４期（当期） 自　2020年１月 至　2020年12月
売上高（千円）	12,000	12,000	18,000
経常利益又は経常損失（△）(千円)	△13,510	△30,407	△23
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△2,360,751	△55,246	△916
１株当たり当期純利益又は当期純損失△ (円)	△93.09	1,640.05	△27.18
総資産（千円）	2,797,719	3,306,262	4,524,627
純資産（千円）	2,773,238	2,828,485	2,827,570

（注）１株当たり当期純利益または当期純損失の金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当ありません。

② 重要な子会社の状況

重要な子会社は以下のとおりとなります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Zaif	100百万円	100.0%	暗号資産交換業
株式会社Zaif Capital	500千円	100.0%	暗号資産投資業

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

暗号資産関連ビジネスを営む会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の経営管理、グループ戦略の立案及びこれに附帯する業務

(8) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

名　称	所　在　地
本　社	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

一名

(10) 主要な借入先（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 株式の状況

①	発行可能株式総数	90,000株
②	発行済株式の総数	33,686株
③	株主数	44名

(2) 大株主

株主名	持株数	持株比率 (注1)
株式会社フィスコ	9,000株	26.71%
株式会社ＣＡＩＣＡ	7,810株	23.18%
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	3,459株	10.26%
株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ	2,200株	6.53%
株式会社ネクスグループ	1,400株	4.16%
投資事業組合ＮＩトラスト	1,330株	3.94%
投資事業組合マーケットウィザードファンド	1,150株	3.41%
朝山貴生	930株	2.76%
アイスタディ株式会社	830株	2.46%
投資事業組合ＫＳＴトラストファンド３号	670株	1.98%

(注1) 持株比率は、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

(注2) 当社の大株主であるアイスタディ株式会社は2020年５月に商号を株式会社クシムに変更しております。

（注3）当社の大株主である株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツは、2020年６月に商号を株式会社フィスコ・コンサルティングに変更しております。

(3) その他株式に関する重要な事項
該当ありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項（2020年12月31日現在）
(1) 第１回新株予約権
① 取締役会決議日：2017年12月19日
② 払込金額：一株あたり500,000円
③ 行使価格：一株あたり500,000円
④ 行使期間：2019年12月19日から2022年12月18日
⑤ 役職及び保有者数：役員５名　使用人１名
⑥ 新株予約権の数：400個
⑦ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　400株
(2) 第３回新株予約権
① 取締役会決議日：2019年３月14日
② 払込金額：一株あたり500,000円
③ 行使価格：一株あたり500,000円
④ 行使期間：2021年３月15日から2026年３月14日
⑤ 役職及び保有者数：役員１名（うち子会社役員１名）　使用人１名
⑥ 新株予約権の数：150個
⑦ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　150株
(3) 第４回新株予約権
① 取締役会決議日：2019年11月７日
② 払込金額：一株あたり500,000円
③ 行使価格：一株あたり500,000円
④ 行使期間：2021年11月８日から2024年11月７日
⑤ 役職及び保有者数：役員２名（うち子会社役員２名）　使用人－名
⑥ 新株予約権の数：100個
⑦ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　100株

4．会社役員に関する事項（2020年12月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	地位、担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	八木　隆二	株式会社Zaif　代表取締役 株式会社ＣＡＩＣＡ　取締役
取　締　役	中村　孝也	株式会社フィスコ　取締役
取　締　役	田代　昌之	株式会社Zaif取締役
取　締　役	松崎　祐之	株式会社フィスコ　取締役 株式会社Zaif Capital　代表取締役
取　締　役	中川　博貴	株式会社クシム　代表取締役 株式会社フィスコ　取締役
監　査　役	中庭　毅人	

（注）当該事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりです。
2020年１月で小竹利哉が取締役を辞任しました。
2020年３月で古賀勝が監査役を辞任いたしました。

（2）取締役、監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	１人	9,250千円	
監査役	－人	－千円	
計	１人	9,250千円	

（注）無報酬の取締役、監査役がいるため、取締役、監査役の人数と支給人数は相違します。

（3）社外役員に関する事項
社外役員は選任していません。

（4）会計監査人の状況
ＵＨＹ東京監査法人

5．決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
株式会社ＣＡＩＣＡを引受先とする第三者割当による新株式の発行および現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の引受
募集株式の数　普通株式3,700株
払込金額の総額　1,850,000千円
第三者割当による新株式の発行300,000千円
現物出資（デット・エクイティ・スワップ）1,550,000千円

【別紙３】

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年３月16日

株式会社Zaif Holdings
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人
東京都品川区
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　谷　田　修　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第486条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Zaif Holdingsの2020年１月１日から2020年12月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年２月25日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行を行うことを決議し、2021年３月15日に発行価額の払い込みが完了している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類東欧を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

私は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年３月16日

株式会社Zaif Holdings
監　査　役　中　庭　毅　人　　㊞

以　上

第３号議案　新設分割計画承認の件

会社法第804条第１項に基づき、下記記載の内容および新設分割計画書記載の要領にて新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．本新設分割を行う理由

新しい金融資産である暗号資産や普及拡大が間近に迫ったブロックチェーン、コロナ禍によりさらに加速するデジタル化に注力し、金融と社会が大きく変貌するパラダイムシフトに合致した企業グループとなることを目指し、当社グループの中でｅワラントグループおよびZaifグループが担う「金融サービス事業」の効率的な経営及び事業の早期拡大を目的としたものであります。

２．新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は、以下のとおりです。

新設分割計画書（写）

2021年６月18日

東京都港区南青山五丁目11番９号
株式会社ＣＡＩＣＡ
代表取締役社長　鈴木　伸　　㊞

当社は、当社がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（新設分割）

第１条　当社は、本計画の定めるところに従い、当社の持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）をする。

（新設分割設立会社の定款）

第２条　新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１のとおりとする。

（設立時の取締役、監査役）
第３条　新設会社の設立に際して取締役、監査役となる者は、次のとおりとする。
　設立時取締役　渕木幹男、鈴木伸、山口健治、深見修
　設立時監査役　古賀勝

（分割により承継する権利義務）
第４条　新設会社が本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙２「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

（分割に際して交付する新設分割設立会社の株式に関する事項）
第５条　新設会社は、本分割に際して、当社に対し、本分割により承継する権利義務に代わり、新設会社の株式2,000株を交付する。

（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）
第６条　新設会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
（1）資本金　　：50百万円
（2）資本準備金：50百万円
（3）利益準備金：　　0円

（新設分割の登記）
第７条　本分割に係る当社の変更の登記及び新設会社の設立の登記を行う日は、2021年11月１日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会の決議によって、これを変更することができる。

（競業避止義務の不存在）
第８条　当社は、新設会社の成立の日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（分割条件の変更及び新設分割の中止）
第９条　本計画の作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間に、当社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社の取締役会の決議により、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

（規定外事項）
第10条　本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。

以　上

【別紙１】

定　　款

制　定　日	2021年11月１日
改　定　日	－
文 書 番 号	基－001

株式会社カイカフィナンシャルホールディングス

第１章　総則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社カイカフィナンシャルホールディングスと称し、英文では ＣＡＩＣＡ Ｆｉｎａｎｃｉａｌ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（1）金融商品取引法に規定された金融商品取引業
（2）資金決済に関する法律に規定された暗号資産交換業
（3）金融に関するシステムの開発、販売及び保守
（4）金融に関するシステムの運用代行
（5）情報処理サービス業及び情報提供サービス業
（6）前各号に附帯するその他適法な一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

（株券の不発行）
第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡請求）
第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）
第９条　当会社の株式を取得した者は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社に当該株式に係わる株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求するには、当会社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。
２　株式取得者が譲渡以外の事由により株式を取得した者である場合は、当会社の請求により、これを証する書面を提出するものとする。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第10条　当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の変更又は抹消についても同様とする。

（手数料）
第11条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）
第12条　当会社は、毎年10月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）
第13条　当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
2　前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第３章　株主総会

（招集及び招集権者）
第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。
2　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
3　株主総会を招集するには、会日の１週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りではない。
4　前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

（議　長）
第15条　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。
2　代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議要件）
第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決する。
2　会社法第309条第２項で定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、議決権を有する他の株主１名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。ただし、代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社へ差し出さなければならない。

（株主総会議事録）
第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第19条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第20条　当会社の取締役は３名以上とする。

（取締役の選任方法）
第21条　取締役は、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役）
第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）
第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第26条　取締役会は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第27条　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
　ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）
第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役に対する報酬等）
第29条　取締役に対する報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会規程）
第30条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）
第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章　監査役

（監査役の設置）
第32条　当会社は、監査役を置く。

（監査役の員数）
第33条　当会社の監査役は１名以上とする。

（監査役の選任方法）
第34条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役に対する報酬等）
第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第６章　計算

（事業年度）
第38条　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第39条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
2　前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当）
第40条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

（配当の除斥期間）
第41条　剰余金の配当が、支払開始の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。
2　未払いの配当には利息をつけない。

第７章　附則

（最初の事業年度）
第42条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2022年10月31日までとする。

（設立時の代表取締役）
第43条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
東京都渋谷区神宮前五丁目36番６－204号
設立時代表取締役　渕木　幹男

（法令の準拠）
第44条　本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（条文の削除）
第45条　本定款第42条、第43条及び本条の条項については、当会社の最初の事業年度の最終日である2022年10月31日をもってこれを削除し、第44条は条文を繰り上げて第42条に変更する。

以上、株式会社ＣＡＩＣＡの持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理に関して有する権利義務を分割して本会社を設立することにつき、この定款を作成する。

令和３年６月18日

東京都港区南青山五丁目11番９号
株式会社ＣＡＩＣＡ
代表取締役社長　鈴木　伸　　㊞

【別紙２】

承継権利義務明細表

当社より新会社に承継される権利及び義務は、本件分割期日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社が本件対象事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は2021年４月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．資産及び負債

当社が本事業に関して有する、

(1) 流動資産	短期貸付金	300百万円
	未収入金	0百万円
(2) 固定資産	関係会社株式	10,878百万円
	関係会社出資金	466百万円
(3) 流動負債	未払金	1百万円
	未払費用	3百万円
	預り金	4百万円
(4) 固定負債	長期借入金	2,391百万円
	長期預り金	11百万円

２．契約上の地位

(1) 本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新会社に承継されない。

３．雇用契約

新会社設立の日に、本件対象事業に従事する従業員で、当社との間で無期労働契約を締結していた従業員(無期労働契約を締結した後定年退職により有期労働契約に転換した従業員を含み、有期労働契約を締結した後無期労働契約に転換した従業員を除く）は、当社に在籍させたまま新会社に出向させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新会社間にて協議の上決定する。

3．会社法施行規則第205条第１号から第６号に掲げる事項の内容の概要

会社法施行規則第205条第１号から第６号に掲げる事項の内容の概要は、以下のとおりです。

1．本新設分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第１号）

(1) 本新設分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを分割会社である当社に対して交付いたします。

発行する株式数については、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、2,000株といたしました。

かかる株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書に定めるとおりにすることといたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

2．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第６号）

当社は、2021年４月20日開催の取締役会において決議し、2021年５月７日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付株式会社ＣＡＩＣＡ第２回新株予約権（停止要請条項付）について、2021年５月31日現在において44,810個の行使があり、新たに普通株式4,481,000株を発行しております。行使価格の総額は961,903,800円となりました。

以　上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都港区北青山三丁目６番８号
ザ ストリングス 表参道
１階　グランドセントラル
電話（03）5778-4186



交通のご案内
（地下鉄）
●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車　（Ｂ５出口より直結）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT